

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年8月24日

【会社名】 クオンタムソリューションズ株式会社

【英訳名】 Quantum Solutions Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大澤 梅嘉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

【電話番号】 03（4579）4059（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部 寺田キャサリン

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

【電話番号】 03（4579）4059（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部 寺田キャサリン

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券、新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

株式	485,520,000円
第16回新株予約権証券	8,131,860円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	993,811,860円
第17回新株予約権証券	840,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	1,800,840,000円
第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	
	2,067,200,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が2026年8月7日付で提出した有価証券届出書及び2026年8月18日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、記載事項の一部を訂正する必要が生じたため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

4 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）

6 新規発行新株予約権付社債（第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）

5 本資金調達により資金調達をしようとする理由

8 新規発行による手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

（訂正前）

<前略>

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

（訂正後）

<前略>

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目30番18号

4 【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)】

（訂正前）

（1）【募集の条件】

払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店
--------	----------------

<中略>

（2）【新株予約権の内容等】

<中略>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 クオンタムソリューションズ株式会社 管理部 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋支店 東京都港区新橋二丁目1番3号
------------------------------	--

<後略>

（訂正後）

（1）【募集の条件】

払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 新宿支店
--------	------------------

<中略>

(2) 【新株予約権の内容等】

<中略>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 クオンタムソリューションズ株式会社 管理部 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新宿支店 東京都新宿区新宿三丁目30番18号
------------------------------	---

<後略>

6 【新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

5 本資金調達により資金調達をしようとする理由

(訂正前)

<前略>

(第13回新株予約権の取得及び消却について)

当社は、本第三者割当に伴うリファイナンスの一環として、2026年8月24日付で、第13回新株予約権の全部を取得し、取得後、所定の手続きを経た上で、その全部を消却する予定です。

第13回新株予約権の取得及び消却は、本第三者割当増資に併せて既存の資金調達手段を整理し、資本政策の簡素化及び既存証券のリファイナンスを図ることを目的として実施するものです。第13回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

項目	内容
取得・消却対象	第13回新株予約権
取得予定日	<u>2026年8月24日</u>
消却予定日	<u>2026年8月25日</u>
取得予定数	第13回新株予約権の残存する全数（108,900個）
取得価額	第13回新株予約権 1 個あたり53円（取得総額5,771,700円）
消却予定数	取得した第13回新株予約権の全数（108,900個）
消却方法	当社が取得した第13回新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(第13回新株予約権の取得及び消却について)

当社は、本第三者割当に伴うリファイナンスの一環として、第13回新株予約権の取得対価を2026年8月24日付で支払うことに合意し、その後、2026年8月27日に振替新株予約権を取り扱い可能な証券口座を開設した上で、同日付で第13回新株予約権の全部を取得し、取得後、所定の手続きを経て、その全部を消却する予定です。

第13回新株予約権の取得及び消却は、本第三者割当増資に併せて既存の資金調達手段を整理し、資本政策の簡素化及び既存証券のリファイナンスを図ることを目的として実施するものです。第13回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

項目	内容
取得・消却対象	第13回新株予約権
取得予定日	2026年8月27日
消却予定日	2026年8月28日
取得予定数	第13回新株予約権の残存する全数（108,900個）
取得価額	第13回新株予約権1個あたり53円（取得総額5,771,700円）
消却予定数	取得した第13回新株予約権の全数（108,900個）
消却方法	当社が取得した第13回新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却する予定です。

（追加）

（注）第13回新株予約権の取得対価は、2026年8月24日付で支払うことを新株予約権者であるCVI Investments, Inc.と合意しており、第17回新株予約権の発行価額と第13回新株予約権の取得対価の一部との相殺は2026年8月24日付で実施されております。

<後略>

8 【新規発行による手取金の使途】

（訂正前）

（2）【手取金の使途】

<第17回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金 額	支出予定時期
③ 暗号資産(イーサリアム)購入資金	1,800百万円	2026年8月～2030年10月
合計	1,800百万円	

- （注）1. 上記本新株予約権の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。
2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。
3. また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

（訂正後）

（2）【手取金の使途】

<第17回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金 額	支出予定時期
③ 暗号資産(イーサリアム)購入資金	1,800百万円	2026年8月～2030年10月
合計	1,800百万円	

- （注）1. 上記本新株予約権の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。
2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。
3. また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

（追加）

4. 第17回新株予約権の発行価額（総額840,000円）については、当社が取得する第13回新株予約権の取得対価（取得総額5,771,700円）の一部（840,000円）と相殺する予定であり、第17回新株予約権の発行に際して当社

に新たな現金の流入はありません。当該840,000円については、第13回新株予約権の取得対価の一部に充当されることとなりますが、実質的には第17回新株予約権の発行に伴う発行諸費用に充当される資金として取り扱われるものです。これにより、当社がCVIに対して現金で支払う第13回新株予約権の取得対価は4,931,700円となります。なお、上記1,800百万円は、第17回新株予約権が全て行使された場合の調達額（第17回新株予約権の目的となる株式数6,000,000株に行使価額300円を乗じて算出）であり、当該行使により調達した資金の全額を暗号資産（イーサリアム）購入資金に充当いたします。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

（訂正前）

<前略>

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までに、提出した臨時報告書は以下のとおりです。

- （1）金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月29日に関東財務局長に提出
- （2）金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年7月13日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正臨時報告書（上記3（2）の臨時報告書の訂正報告書）を2026年7月29日に関東財務局長に提出

（訂正後）

<前略>

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月24日）までに、提出した臨時報告書は以下のとおりです。

- （1）金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月29日に関東財務局長に提出
- （2）金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年7月13日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正臨時報告書（上記3（2）の臨時報告書の訂正報告書）を2026年7月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月24日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月24日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。